

湖西市ふれあい交流館の指定管理者募集に関する質問及び回答

質問番号	項 目	質問内容	回 答
1	募集要項	事業報告書等に関する事項 館の利用者数等については、14 日以内に報告できますが、3 月に使用した電気・ガス等の請求は 4 月に入ってから送られ、支払いは 4 月下旬となっています。収支報告については、4 月末までとしていただきたい。	湖西市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 10 条において、指定管理者は、毎年度終了後 14 日以内に、その管理する施設に関する事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならないと定めています。その事業報告書の一つに「管理経費の収支状況」も含まれています。
2	募集要項	指定管理料 5 年間の管理料の上限額が示されていますが、令和 7 年度の額の 5 年分であります。現在、最低賃金の引き上げや光熱水費の増加については、引き上げていただいています。が、物価高騰による費用増があった場合、どの程度加味していただけますか。ちなみに物価上昇率は令和 3 年と令和 7 年を比較すると 11.2 ポイント増になっています。	募集要項に記載されている指定管理料の上限は、人件費、光熱水費、消費税等の増額を見込んだ 5 年間の積算額となっています。ただし、今後、社会情勢による大幅な変動が生じた場合は、他の公共施設等との整合性をとりながら検討します。
3	募集要項	指定管理者の募集に関する事項 選定委員会がありますが、説明は提出した資料の説明と法人の説明等を紙ベースで行う方式ですか。またはパワーポイントによる方式ですか。	説明方法についての指定はありません。
4	業務仕様書	『3. 業務の一部再委託』で再委託を認める業務内に建築物・建築設備の点検が漏れていますので追加をお願いします。	追加し、仕様書を修正します。

5	その他 (利用料)	その他 館の利用料は、現行の額ですか。	現行とおりを予定しています。
6	その他 (会計処理)	その他 現年度に余剰金が出た場合、その額を翌年度に前年度繰越金として計上すべきですか。または、その額を法人の会計に繰り入れ、翌年度予算には前年度繰越金を計上しなくてもよろしいか伺います。	単年度換算とし、繰越は行いません。
7	その他 (LED化)	その他 蛍光灯のLED化により27年には製造が終了します。すでに特殊な形の物は製造終了となっています。その対応はどのように考えていますか。	照明のLED化については、市全体の公共施設について順次の対応をしているところです。 既存の蛍光灯の在庫の保持については、市の計画の進捗状況、使用中の蛍光灯の寿命等を勘案しながら、年度ごとに協議をしていきます。

(参考)

○湖西市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 29 号

(事業報告書の作成及び提出)

第 10 条 指定管理者は、毎年度終了後 14 日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 9 条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 14 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項